

就学支援金(国補助)の申請をお忘れなく!

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。
申請される場合、学校が指定する期日までに、必ず学校にご申請ください。
(昨年や、今年4月に申請した方も再度手続きが必要です。)

補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請されることをお勧めします。
(申請せず後から対象と分かった場合でも、遡って申請することはできません。)

【所得基準と補助額】

※ 学費補助金につきましては、別途ご案内いたします。

年収の目安※1 (あくまで目安です)	令和5年度の「市町村民税の課税標準額× 6%－市町村民税の調整控除の額」※2 (こちらの基準で判定します)	就学支援金	学費補助金	
		授業料補助 (年額・上限)	授業料補助 (年額・上限)	入学金補助 (入学年度の 1回のみ)
生活保護世帯	令和5年1月1日時点で 生活保護世帯	396,000円 (通信制:297,000円)	60,000円 (通信制:159,000円)	210,000円 (上限額)
住民税非課税世帯	令和5年度の「県民税・市町村民税の 所得割額の合算額」が 0円			
270万～590万円未満	154,500円 未満	118,800円	337,200円	100,000円 (上限額)
590万～700万円未満	203,100円 未満		74,400円	
700万～750万円未満	227,100円 未満		337,200円	
多子世帯※3			対象外	対象外
750万～800万円未満	251,100円 未満		337,200円	
多子世帯※3			対象外	
800万～910万円未満	304,200円 未満		74,400円	
多子世帯※3				

- ※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯の場合の目安です。
- ※2 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じます。
- ※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。

生徒が早生まれの場合

生徒の生年月日が以下の表に該当し、保護者等が当該生徒を自己の扶養親族としている場合は①のとおり計算します。それ以外の保護者等は②のとおり計算します。

計算方法

- ① (市町村民税の課税標準額 - 33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額
- ② (市町村民税の課税標準額) × 6% - 市町村民税の調整控除の額

生徒の生年月日	①を使う期間
平成19年1月2日 ～4月1日	【就学支援金】 令和5年7月分～令和6年6月分 【学費補助金】 令和5年4月分～令和6年3月分

所得基準の確認方法

(ご自身であらかじめ所得基準をご確認されたい場合)

所得基準をご確認されなくても、申請していただくことができます。
補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請されることをお勧めします。
(補助対象外となった場合、学校を通してご連絡します。)

「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」は、次のいずれかで確認することができます。給与明細や源泉徴収票では確認することができません。

(マイナポータル)

【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナポータル <https://myna.go.jp/>

※ 「わたしの情報」 ページでご確認いただくことができます。



【マイナンバーカードをお持ちでない方】

○ **令和5年度「(非)課税証明書」** : 市区町村の住民税の窓口で発行

※ 請求時に「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を記載して発行するよう必ず伝えてください。

○ **令和5年度「市町村民税・県民税 納税通知書」** : 自営業の場合、5,6月頃に市町村から配付

会社にお勤めの場合、以下の書類で「市町村民税の課税標準額」のみ確認することができます。

○ **令和5年度「市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書」** : 5,6月頃に勤務先から配付

就学支援金（国補助）

1 概要

年収約910万円未満の世帯に対して、授業料の負担を補助する国の制度です。お住まいの都道府県に関わらず申請できます。

※ ただし、高等学校等を卒業・修了している、又は在籍期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超える者は対象外です。

2 申請方法

(1) 既に就学支援金を受給している場合

【全員必須】

○ 申請の意向確認

- ・ 学校が指定する方法（高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien、口頭確認等）で申請の意向を学校にお伝えください。
- ・ 以前提出した申請内容に変更がある場合は、必ず学校に変更内容をお伝えください。

再婚、離婚、逝去等により保護者等に変更があった場合

住所変更（令和4年1月1日時点と令和5年1月1日時点の課税地が異なる場合）

単身赴任（単身赴任に伴い、住所登録を移し、令和4年1月1日時点と令和5年1月1日時点の課税地が異なる場合）

海外赴任（海外赴任に伴い、令和5年1月1日時点で日本に住所を有していない、または帰国により、日本に住所を有することとなった場合）

等

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien <https://www.e-shien.mext.go.jp/> (e-Shien)

(2) 就学支援金を受給していない場合

申請手続きについては、学校にお問い合わせください。



制度や所得基準の確認方法等については、「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」リーフレットにまとめておりますので、併せてご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7137/r5leaflet.pdf>

(リーフレット)

